

公衆浴場営業許可申請 提出書類一覧		関係法規 通知	備考	
1	公衆浴場営業許可申請書	法2条第1項 省令第1条 市細則第3条第1項	申請者が法人の場合は事務所所在地、名称及び代表者氏名を記入し、社印等を押印すること。	様式あり(Word)
2	公衆浴場営業台帳			保健所に専用紙があります
3	定款(申請者が法人であるとき)	省令第1条第1号 市細則第3条第2項(1)	写しの場合は、原本と相違ないことを書き添え、日付けを記入のうえ社印等を押印すること。	提出用をご準備ください
4	登記事項証明書 (申請者が法人であるとき) 原本(保健所でコピー)	市細則第3条第2項(1)	直近の内容で3か月以内に発行されたもの。	法務局で取得
5	周囲の状況を示す見取図	法第2条第3項 条例第5条第1項 市細則第3条第2項(2)	営業施設の設置場所からおおむね300m以内の見取り図。	提出用をご準備ください
6	建物の配置図	市細則第3条第2項(3)		提出用をご準備ください
7	建物の平面図			
8	建物の断面図			
9	浴室の平面図	市細則第3条第2項(4)		提出用をご準備ください
10	浴槽の断面図			
11	浴室、浴槽及びこれらの附帯設備に関する給水・給湯系統図	市細則第3条第2項(5)		提出用をご準備ください
12	浴室、浴槽及びこれらの附帯設備に関する循環配管系統図(消毒設備を含む。)			
13	温泉水、井戸水の場合は原水の水質検査の結果	市細則第3条第2項(6)	申請の前日4週間以内に実施した条例別表第1第1項第11号に規定する水道水以外の水を使用する原水、原湯及び上がり用湯水の水質の検査の結果を証する書類。	提出用をご準備ください
14	使用する水に関わらず、貯湯槽がある場合は原湯及び上がり用湯水の水質の検査の結果			
15	浴槽水の水質の検査の実施計画書	条例別表第2(第6条関係)2-(20) 市細則第3条第2項(7)	開業の日後1箇月以内に実施する浴槽水の水質の検査の実施計画書。	提出用をご準備ください
* 16	サウナ・岩盤浴の場合 消防法令適合通知書 原本(保健所でコピー)	旅館業、興行場営業及び浴場業に対する防火安全対策の強化について (昭和44年5月21日)		原本をご準備ください
* 17	サウナ・岩盤浴の場合 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証 原本(保健所でコピー)	環衛第9072号 各都道府県・各指定都市衛生主管部(局)長あて厚生省環境衛生課長通知		
* 18	省令第1条ただし書の規定の適用を受ける場合は当該営業を譲り受けたことを証する書類	省令第1条 市細則第3条第2項(8) 通知「生食発0714第4号」	構造設備に変更がない場合、5～12、16、17は省略可。	営業譲渡に該当するか、事前保健所にご相談ください。
19	手数料 22,000円			